

令和8年度福島市街なか賑わい創出イベント支援事業補助金の交付等に関する要綱  
(案)

(趣旨)

第1条 市は、中心市街地の賑わいを創出するとともに、交流人口の拡大等を通じて地域経済の活性化を図るため、商店街等が実施するイベント等事業に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金等を交付する。

(用語の意義)

第2条 この要綱に定める用語の意義は、次の各号及び別に定めがある場合を除き、規則に定めるところとする。

- (1) 中心市街地 第3期福島市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地をいう（以下「街なか」という。）。
- (2) 補助事業者 令和8年度福島市商店街等活性化イベント支援事業補助金の交付等に関する要綱（以下「商店街等活性化イベント支援補助要綱」という。）第3条に規定する者をいう。
- (3) 補助対象事業 商店街等活性化イベント支援補助要綱第4条に規定する事業であって、かつ、中心市街地において実施する事業をいう。
- (4) 補助対象経費等 商店街等活性化イベント支援補助要綱第5条に規定する経費をいう。

(補助金額等)

第3条 1 事業あたりの補助金等の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものの補助金の額は、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 連続する2日以上にわたり実施するイベント等 75万円
- (2) 補助事業者等のおおむね3者以上の共同による事業であって、かつ、イベント等による地域活性化が面的に広く図られ、市が共催するもの 予算の範囲内で定める額

(準用)

第4条 商店街等活性化イベント支援補助要綱第6条第2項及び第3項、第7条ないし第15条の規定は、準用する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

